

平成26年3月25日

平成25年度第6回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第5回審議会会議録の確認について

2 議 題

- (1) 報告事項 可燃ごみ処理の状況等について
- (2) 平成26年度一般廃棄物処理計画について（答申）

3 その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

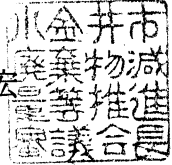
項 目	平成24年度				平成25年度				比較増減量 (G=F-C)	比較増減率
	合 計(C=A+B)				合 計(F=D+E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	954.9	25	50.6	1,005.5	1,038.4	26	35.0	1,073.4	67.9	6.75%
5月	1,138.6	27	52.2	1,190.8	1,078.3	27	34.1	1,112.4	△ 78.4	△ 6.58%
6月	1,056.7	26	51.5	1,108.2	999.8	25	28.6	1,028.4	△ 79.8	△ 7.20%
7月	1,050.7	26	57.4	1,108.1	1,087.7	27	31.2	1,118.9	10.8	0.97%
8月	1,025.6	27	58.0	1,083.6	1,019.3	27	27.7	1,047.0	△ 36.6	△ 3.38%
9月	961.2	25	53.6	1,014.8	942.1	25	29.4	971.5	△ 43.3	△ 4.27%
10月	1,071.3	27	59.1	1,130.4	1,056.5	27	32.6	1,089.1	△ 41.3	△ 3.65%
11月	988.1	26	59.7	1,047.8	1,030.8	26	28.8	1,059.6	11.8	1.13%
12月	1,063.0	25	28.7	1,091.7	1,059.6	25	28.9	1,088.5	△ 3.2	△ 0.29%
1月	1,046.5	24	30.4	1,076.9	1,036.7	24	29.1	1,065.8	△ 11.1	△ 1.03%
2月	879.8	24	30.4	910.2	873.0	24	28.1	901.1	△ 9.1	△ 1.00%
小 計	11,236.4	282	531.6	11,768.0	11,222.2	283	333.5	11,555.7	△ 212.3	△ 1.80%
3月	1,033.2	26	34.6	1,067.8						
合 計	12,269.6	308.0	566.2	12,835.8						

※ 本表では、平成24年度と平成25年度の処理状況を月別に比較しているが、各月の収集日数は年（暦日）によって異なるため単純な比較とはならず、表中における各月ごとの比較増減量及び比較増減率は参考数値である。

小廃審発第5008号
平成26年3月25日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市廃棄物減量等推進審議会
会長 大江 宏



平成26年度小金井市一般廃棄物処理計画について（答申）

平成25年10月28日付け小環ご発第172号で諮問を受けました標記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

平成26年度一般廃棄物処理計画

平成26年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目次

はじめに	1～2
第1 平成25年度一般廃棄物処理計画の達成状況	3～5
1 ごみ処理量・資源物回収量の達成状況	3～4
2 平成25年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4～5
第2 平成26年度計画	5～9
1 平成26年度減量目標	5
2 ごみ処理計画	6～7
3 資源物回収計画	7
4 総資源化計画	7
5 ごみ減量達成に向けた施策	7～9
第3 ごみの排出と収集及び処理	9～13
1 市指定収集袋による排出	9
2 収集の分別区分及び排出・収集方法等	10～11
3 適正処理方法	12～13
第4 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民並びに事業者の協力義務	13～14
1 市民の協力義務の内容	13
2 事業者の協力義務の内容	13～14
第5 ごみ処理施設の整備に関する事項	14
1 不燃ごみ処理施設	14
2 廃棄物最終処分場	14
第6 動物の死体処理について	15
1 市へ届け出るもの	15
2 市が収集するもの	15
3 処理方法	15

第7	し尿及び浄化槽汚泥の処理について	15
1	収集及び運搬	15
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理	15
第8	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	16
1	市が収集しない一般廃棄物について	16
2	処理方法の変更	16

別紙 平成26年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

可燃ごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で 最大限のごみ減量を目指す

はじめに

「小金井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成18年3月策定）（以下、「基本計画」という。）」では、新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けた焼却処理量の削減を主要課題と位置づけ、施策に取り組んでいる。

発生抑制を最優先にしたひとづくり・まちづくりの推進については、多くの市民及び事業者とのネットワーク化と連携を図るため、町会・自治会からの推薦や公募市民等で構成される「ごみゼロ化推進会議」を母体として、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化等に向けた市の施策への協力その他活動を展開していただいている。更に、市内に所在する大学との連携により作成した廃棄物削減運動のためのオリジナルキャラクターを用いた広報媒体を活用して環境教育・環境学習等の啓発活動を推進している。

未活用資源のリサイクル推進については、燃やすごみへのプラスチック類や焼却不適物の混入を極力減少させ、資源物は資源回収に排出していただけるよう、市職員による排出指導を強化することで分別排出を推進している。更に、未活用資源であった有機性資源（生ごみ、剪定枝等）の有効利用を図るため、食品リサイクル堆肥化実験事業や枝木・雑草類・落ち葉の無料回収を実施する等有機性資源の循環システムの構築に取り組んでいる。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行については、平成25年12月に基本計画の一部事項を変更し、将来の可燃ごみ処理施設の整備について、日野市及び国分寺市との3市による共同処理を推進し、平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施していくこととした。更に、平成26年1月に新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意をし、「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結した。今後3市は、一部事務組合の設立等に向け準備を進め、より良い施設建設、運営、環境整備に努め、平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施していく。

こうした市の施策は、市民の皆様からの多大なるご理解・ご協力に支えられ、基本計画で定めた焼却処理量の目標16,764tを平成20年度時点において16,084tまで削減することができ、その後も燃やすごみの処理量は減少傾向が続いている。市民の皆様のご理解・ご協力に感謝申し上げます。

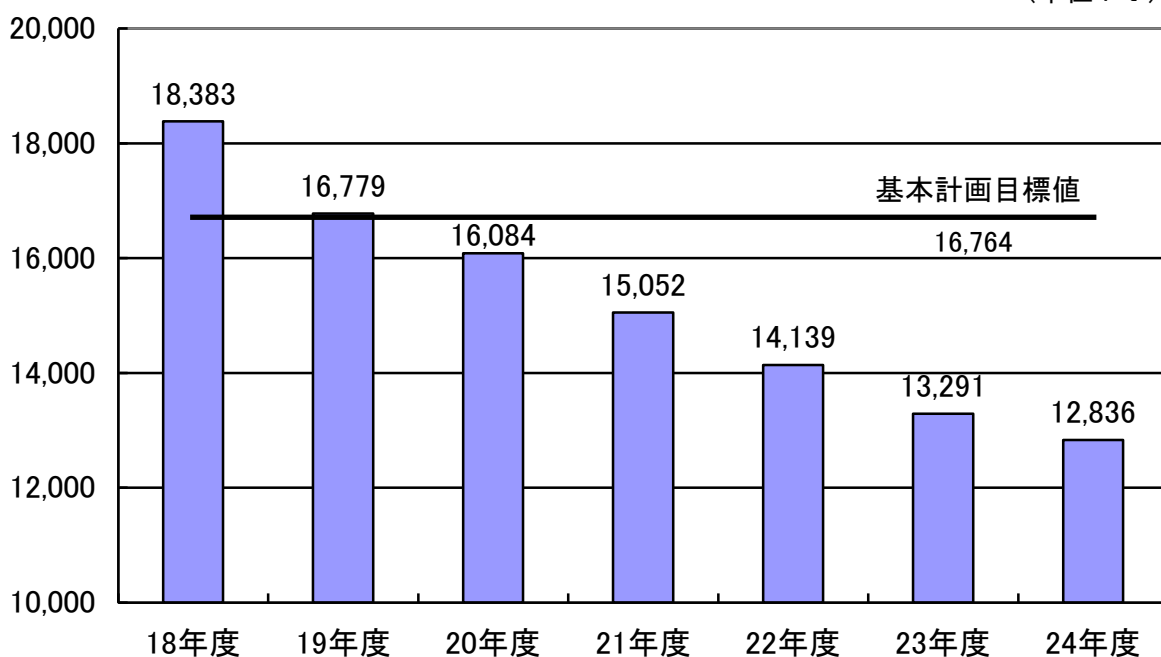
しかし、昭和33年から調布市、府中市及び本市から排出される可燃ごみを共同で処理してきた二枚橋衛生組合の焼却業務を基本計画目標年限どおり停止して以降、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各団体に本市の可燃ごみの処理を依頼している状況である。新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続きその処理を多摩地域の各団体をお願いしなければならないことから、市内から発生するごみを抑制し、施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様のご負担を少しでも軽減できるよう、平成26年度も引き続きごみの減量

に努めていく必要がある。

この場を借りて、平成19年度以降、本市の可燃ごみの処理をお願いすることとなった施設周辺にお住まいの皆様及び各団体の関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、引き続き市民の皆様の更なるご理解・ご協力をお願いし、「最大限のごみ減量を目指す」ことを主眼に置いた平成26年度一般廃棄物処理計画を策定する次第である。

【燃やすごみ処理量の推移】

(単位：t)



第1 平成25年度一般廃棄物処理計画の達成状況

1 ごみ処理量・資源物回収量の達成状況

(1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

可燃系ごみについては、平成25年度処理量（推定）は、12,794 tの見込みであり、対前年度（平成24年度）実績処理量に対し約1.8%減で、対前年度比5%減の平成25年度の減量目標は達成できない見込みである。

不燃系ごみについては、平成25年度処理量（推定）は、4,663 tの見込みであり、対前年度（平成24年度）実績処理量に対し約3.0%増で、対前年度比1%減の平成25年度減量目標は達成できない見込みである。

ごみ減量目標達成に向けて、市では様々なごみ減量への取り組みを実施しているが、本市は転出入者が多いという特性もあり、全ての市民にその取り組みが十分に浸透しているとは言い難いことから、ごみ減量の基本となる発生抑制を最優先に推進し、更に収集区分、分別の手法及びごみ減量施策等の周知徹底を図るための啓発活動をより一層充実させ、一人でも多くの方にご理解・ご協力をしていただく必要がある。

(2) 資源物

平成25年度回収量（推定）は、9,652 tの見込みであり、対前年度（平成24年度）実績回収量に対し約2.6%増の見込みである。

表1 平成25年度ごみ処理量及び資源物回収量目標達成状況

(単位：t)

種 類	平成25年度処理量・回収量(推定) A	平成24年度実績処理量・回収量B
		平成24年度実績処理量・回収量に対する削減率[(A-B)/B]
可燃系ごみ	12,794	13,024
		△1.8%
不燃系ごみ	4,663	4,527
		3.0%
資源物	9,652	9,404
		2.6%
有害ごみ	41	39
合 計	27,150	26,994
		0.6%

(算出方法)

平成25年度処理量・回収量(推定)は、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収される見込みの総量であり、かつ、これら収集・回収されたものが全てそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして算出した。

(参考) 市民 1 人 1 日あたりの処理量・回収量の状況

(単位：g)

種 類	平成 25 年度処理量・回収量(推定) A	平成 24 年度実績処理量・回収量 B
		平成 24 年度実績処理量・回収量に対する削減率[(A-B) / B]
可燃系ごみ	299	307
		△2.6%
不燃系ごみ	109	107
		1.9%
資源物	226	222
		1.8%
有害ごみ	1	1
合 計	635	637
		△0.3%

・市民 1 人 1 日あたり処理量・回収量＝処理量・回収量÷本市人口÷365 日

・本市人口・・・平成 25 年度 117,116 人、平成 24 年度 116,092 人。(共に 10 月 1 日現在)

2 平成 25 年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

新たに実施する施策として、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図るため、リユース食器の貸し出しを実施し、自治会等による各種イベントや祭りでの使用を確認した。燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制に一定の貢献があった他、再使用に係る意識啓発も図ることができた。

また、不燃系ごみの減量、廃棄物の適正処理及び資源の有効活用を図るため、組成分析を実施し、不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器等の状況把握に着手した。

充実させる施策では、子ども向け減量キャラクターを使用した環境教育及び啓発活動については、ごみ減量啓発 DVD や冊子を活用し、市内イベントへの出展及び市内公立学校等への出前講座を実施した。また、受講者によるアンケート結果より、ごみ減量及び分別意識の向上を確認することができた。

水切りの啓発については、市報・市ホームページでの広報及び市内イベントで水切り体験を実施する等、水切りの重要性について周知徹底を図った。

町会・自治会・集合住宅等への大型生ごみ処理機の利用促進については、平成 25 年度に市内国家公務員住宅内にて新たに 3 台が稼働した。

市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機の有効活用については、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を実施する等安定的な事業運営を図ることができ、実施校及びボランティア数が増加し、浸透度の向上が見受けられる。

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度については、市報・市ホームページでの広報、幼稚園、保育所及び学童保育所への啓発チラシの配布並びに市内イベントへの出展等により、制度の案内、各機器のタイプ別特徴及び使用方法等の周知徹底を図った。

集合住宅所有者又は管理会社との連携強化については、市報・市ホームページでの広報及び清掃指導員による分別指導により、集合住宅における資源物の分別徹底及びごみ減量への取り組みを推進した。

事業所から排出されるごみについては、一般廃棄物収集運搬業許可業者との連携により搬入している処理場への立会いを実施し、ごみの排出傾向の把握に努めた。

継続させる施策については、市民及び事業者等に一定浸透したものと考えており、引き続き、周知徹底を図ることとする。

第2 平成26年度計画

本市は可燃ごみ処理施設を有しておらず、多摩地域の多くの団体に燃やすごみの全量进行处理していただいている状況の中、施設周辺にお住まいの皆様及び各団体の関係者の皆様のご負担を少しでも軽減できるよう、市民及び事業者と協働してより一層のごみ減量及び資源化を推進することは責務の一つである。こうした状況の中で、現行施策の普及・定着により着実にごみの量を減じることを目指し、平成26年度の計画を作成する。

1 平成26年度減量目標

(1) 可燃系ごみ 5%減量

平成25年度実績処理量から5%減量することを目標とし、これを平成26年度減量目標とする。これは、平成25年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものである。

(2) 不燃系ごみ 1%減量

平成25年度実績処理量から1%減量することを目標とし、これを平成26年度減量目標とする。可燃系ごみと比較して減量目標率が低いのは、平成25年度と同様、平成26年度においても分別の徹底を進めることにより、これまで燃やすごみの中に混入されていた不燃系ごみが、本来の不燃系ごみとして排出されるようになることを想定している。

2 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成 26 年度 計画処理量 A [A=B (1-減 量率)]	平成 25 年度 処理量(推定) B	
可燃系 ごみ	燃やすごみ	焼 却		11,974	12,604	
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(*1)		126	133	
		布団をサーマルリサイクル		54	57	
小 計				12,154	12,794	
不燃系 ごみ	プラスチック ごみ	選 別	資源化	プラスチック製容器包装については、容器包 装リサイクル法に基づく資源化	1,736 (1,736)	1,754
			資源化	廃プラスチック類をケミカルリサイクル (*2)	385 (385)	389
	燃やさない ごみ	破 砕 ・ 選 別	資源化	鉄等金属を資源化	425 (425)	429
			資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕 後、選別した廃プラスチック類等をケミカル リサイクル(*2)	1,110 (1,110)	1,121
	粗大ごみ (不燃系)	破 砕 ・ 選 別	資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、選 別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル	913	922
			埋め立て		48	48
	小 計				4,617 (3,656)	4,663
有害ごみ		一部資源化・埋め立て		41	41	
合 計				16,812 (3,656)	17,498	

() 内数値は資源化量で内数

(*1) サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することである。

(*2) ケミカルリサイクルとは、製品の化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

(参考) 市民 1 人 1 日あたりの処理量

(単位：g)

分別区分		処理方法		平成 26 年度 計画処理量 A	平成 25 年度 処理量(推定) B	
可燃系 ごみ	燃やすごみ	焼 却		282	299	
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル				
		布団をサーマルリサイクル				
不燃系 ごみ	プラスチック ごみ	選 別	資源化	プラスチック製容器包装については、容器包 装リサイクル法に基づく資源化	107	109
			資源化	廃プラスチック類をケミカルリサイクル		
	燃やさない ごみ	破 砕 ・ 選 別	資源化	鉄等金属を資源化		
			資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕 後、選別した廃プラスチック類等をケミカル リサイクル		
	粗大ごみ (不燃系)	破 砕 ・ 選 別	資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、選 別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル		
			埋め立て			
	有害ごみ		一部資源化・埋め立て			
合 計				390	409	

- ・ 市民 1 人 1 日あたり処理量＝処理量÷本市人口÷365 日
- ・ 本市人口・・・平成 26 年度 118,149 人（平成 25 年 10 月 1 日現在人口×人口伸び率（予測）
平成 25 年度 117,116 人（平成 25 年 10 月 1 日現在）

3 資源物回収計画

資源物回収については、ごみの発生抑制や分別の徹底により回収量は変動することから、平成 26 年度計画回収量＝平成 25 年度回収量（推定）とする。

（単位：t）

分別区分	平成 26 年度 計画回収量	平成 25 年度 回収量（推定）
古紙	6,043	6,043
布	764	764
枝木・雑草類・落ち葉	994	994
乾燥生ごみ	戸別回収	14
	拠点回収	1
びん	1,056	1,056
空き缶	343	343
ペットボトル	321	321
トレイ	6	6
金属	106	106
ペットボトルキャップ	2	2
くつ・かばん類	2	2
合計	9,652	9,652

4 総資源化計画

「2 ごみ処理計画」及び「3 資源物回収計画」から、本市における総資源化計画は次のとおりとなる。

$$3,656 \text{ t（不燃系ごみ収集後資源化量）} + 9,652 \text{ t（資源物回収による資源化量）} \\ = 13,308 \text{ t}$$

5 ごみ減量達成に向けた施策

ごみ減量に係る施策への関心を高く持ち、自らの生活様式の一部として発生抑制等の取り組みを進めている市民は少なくないことから、これまでの市の施策をより浸透させることにより、更なるごみ減量の推進が期待できる。ついては、新たに転入された方や未だ実践されていない方の中から一人でも多く、一つでも多くの施策を実践していただけるよう、以下の施策を展開し、平成 26 年度減量目標の達成を図る。

① 優先して取り組む施策

- ア 燃やすごみに含まれる難再生古紙を拠点回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：拠点回収の実施による難再生古紙の分別徹底を推進）
- イ 希望者に対し、リユース食器の貸し出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会等への貸し出しの推進）
- ウ 不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器等を別途回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：組成分析結果を基に方針を策定）
- エ 子ども向け減量キャラクターを使用した、市内公立学校や子供会への環境教育及び自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。（取組内容：出前講座の実施による主に幼児・児童とその保護者への啓発強化）
- オ ごみ減量に対する理解と関心を深めることを目標に、「ごみ減量かるた」を用いた啓発活動を実施する。（取組内容：出前講座の実施による主に児童・生徒とその保護者への啓発強化）
- カ 水切りの重要性を周知徹底するため、水切りによる相乗効果を含めた効果的な啓発を行い、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：チラシの全戸配布及び出前講座や市内イベント等での啓発強化）
- キ 集合住宅所有者又は管理会社等との連携及び啓発活動を強化し、転入者や単身者の多い集合住宅における持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討し、ごみ減量及び資源物の分別の周知徹底を図る。（取組内容：集合住宅に係る関係者及び大学等との連携による排出指導及び啓発強化）

② 充実させて取り組む施策

- ア 生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の新規申請者の拡大及び購入後の使用方法等に係る広報を行う。（取組内容：チラシの全戸配布及び使用実態の把握による申請者拡大施策の展開）
- イ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポートを推進）
- ウ 町会・自治会・集合住宅等への大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、利用者の役割を明確化する等実情を踏まえた自主的な取り組みを促す。（取組内容：補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の導入）
- エ J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、食品リサイクル堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。（取組内容：有機性資源の有効活用による地域の農業者や市民による循環的利用を推進）

- オ 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。
(取組内容：広報媒体の活用による剪定枝の分別徹底を推進)
- カ 粗大ごみの再生及び販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。(取組内容：リサイクル事業所との連携によるリユース・リサイクルの推進)
- キ 再使用可能なくつ・かばん類を市施設にて回収し、資源の有効活用を推進する。(取組内容：広報媒体の活用によるくつ・かばん類の分別徹底を推進)
- ク 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報する等の行政サポートにより、ごみ減量及び資源化における市民意識の向上並びに活動の活性化を図る。(取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会等への啓発強化)
- ケ リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民及び販売事業者との協働によるごみの発生抑制並びにごみ減量意識の向上を図る。(取組内容：店舗への積極的な周知による認定店舗数10店舗への拡大を推進)
- コ 販売事業者(コンビニ、スーパー等)の特定容器等(ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等)の自主的な回収・処理の拡充を図る。(取組内容：店舗への積極的な周知による自主的な回収・処理を促進)
- サ 事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制及び資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導等の実践に向けた指針の策定に着手する。(取組内容：一般廃棄物収集運搬業許可業者との情報共有による事業所への指導強化)
- シ ごみの相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性及び有用性に係る理解を深め、ごみ減量及び資源化を推進する。(取組内容：ごみゼロ化推進委員との連携によるごみ相談員制度の確立)
- ス 市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。(取組内容：市職員へのごみ減量及び資源化に向けた啓発の強化)

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

- ア 家庭系一般廃棄物のうち燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみは、家庭用指定収集袋により排出する。
- イ 事業系一般廃棄物は、事業者の責任において、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければならない。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができる。

2 収集の分別区分及び排出・収集方法等

分別区分 (収集回数等)	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ (週2回/委託)	生ごみ・貝殻・紙おむつ・ 紙くず類・衛生上焼却する もの等	☆市指定収集袋(黄)に入れ、朝8時30分までに敷 地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、 落ち葉(2袋まで)は透明又は半透明の袋に入れ て排出する。(事業所から排出される燃やすごみ (紙おむつ含む、落ち葉(2袋まで)は除く)は、 事業用指定収集袋で排出することができる。)	
プラスチック ごみ (週1回/委託)	ビニール・ポリ袋・硬質プ ラスチック等のプラスチ ック	☆市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷 地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の 混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。 (事業所から排出されるプラスチックごみは、事 業用指定収集袋で排出することができる。)	
燃やさない ごみ (週に1回/委託)	小型家電製品*・皮革製 品・ガラス類・せともの等	☆市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに 敷地内の排出場所に排出する。(事業所から排出 される燃やさないごみは、事業用指定収集袋で排 出することができる。)	*家電リサイクル 法対象外 の小型家 電
有害ごみ (週に1回/委託)	電池・蛍光管・水銀体温 計・電球型蛍光管・ライタ ー	☆透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、 朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 (事業所から排出される有害ごみは、事業用指定 収集袋で排出することができる。)	
粗大ごみ(注) (随時/委託)	家具・収納用品・自転車・ ふとん・ベッド・敷物等	☆申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を 貼って、収集予定日の朝8時30分までに敷地内に 排出する。	事業所から 排出される 粗大ごみは 収集しない
枝木・雑草類・落ち葉 (指定日/直営・委託)	枝木・雑草類・落ち葉 *枝木・雑草類は1束(袋) から、落ち葉は3袋からの 申込制による回収。2袋ま での落ち葉は燃やすごみと して排出することができる。	☆申込みをしてから指定日の朝8時30分までに敷地 内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木:1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、 束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出す る。 ☆雑草類・落ち葉:45ℓ以内の透明又は半透明の袋に 入れて排出する。(事業所から排出される枝木・雑 草類・落ち葉は、3束(袋)まで排出することが できる。)	
乾燥生ごみ (週1回/直営)	家庭用電動生ごみ処理機 により乾燥させた生ごみ	☆乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝 8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 *(透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設 (市内公共施設11箇所)で拠点回収に持参可)	拠点回収は 随時

古紙・布 (週1回/委託)	新聞・段ボール・その他の紙(雑誌・ざつがみ)・紙パック・シュレッダーごみ・布	<p>☆朝8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。</p> <p>☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。</p> <p>☆その他の紙(雑誌・ざつがみ)：雑誌は紙ひもで縛って排出する。ざつがみは雑誌の間に挟み込むか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。</p> <p>☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。(スーパー等の拠点回収ボックスに持参可)</p> <p>☆シュレッダーごみ：45ℓ以内の透明又は半透明の袋に入れ、空気を抜いて排出する。 (事業所から排出される古紙は、家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。)</p> <p>☆布：透明又は半透明の袋に入れ排出する。(事業所から排出される布は、事業用指定収集袋で排出することができる。)</p>	<p>紙パックの拠点回収は随時</p> <p>布は収集開始(8時30分)直前で雨天の場合は回収中止</p>
スプレー缶 (2週に1回/委託)	スプレー缶・エアゾール缶 卓上カセットボンベ等	☆中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。(事業所から排出されるスプレー缶は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	
ペットボトル (2週に1回/委託)	飲料用・醤油等調味料用	<p>☆中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 (事業所から排出されるペットボトル・空き缶・金属・びんは、事業用指定収集袋で排出することができる。)</p> <p>☆ペットボトルのキャップは取り除く。</p> <p>* (ペットボトル・空き缶・びんは、スーパー等の拠点回収ボックスに持参可)</p>	<p>ペットボトル・空き缶・びんの拠点回収は随時</p>
空き缶 (2週に1回/委託)	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶等		
金属 (2週に1回/委託)	なべ・釜・やかん等		
びん (2週に1回/委託)	ガラスびん(飲料用・食料品用)		
トレイ (随時/委託)	発泡スチロール製トレイ	☆洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参する。	随時
ペットボトル キャップ (随時/直営)	ペットボトルのキャップ	☆専用容器設置施設(公民館等市内公共施設13箇所)に持参する。	随時
くつ・かばん類 (随時/直営)	くつ・かばん類	☆毎月第2火曜日14時～15時30分に(公社)小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所前に持参する。	

☆ 収集方法は、分別区分ごとに排出したものを戸別収集(集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集)する。また、拠点回収場所に持参した対象となる資源物については拠点回収する。

(注) 上記は、家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

3 適正処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ (家庭系)	支援先焼却施設で焼却 (委託)		☆焼却灰をエコセメント化 (二ツ塚処分場)
燃やすごみ (事業系)	支援先焼却施設で焼却 (委託)		☆焼却灰をエコセメント化 (二ツ塚処分場)
プラスチック ごみ	選別 (委託)	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック	☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
燃やさない ごみ	破碎・選別 (委託)	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設) ☆一部は埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破碎 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
	選別 (委託)	☆乾電池 ☆水銀体温計	
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	☆木質家具等は板状に分解 ※ふとんは中間処理をしていない	☆木質家具等をサーマルリサイクル(民間処理施設) ☆ふとんをサーマルリサイクル(民間処理施設) ☆再使用可能なものを修理し販売((公社)小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	☆自転車・保管庫等大部分が金属のもの	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
		破碎・選別 (委託)	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
	☆上記以外の複合素材		☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設)
	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等		☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設)
	☆一部は埋立処分(二ツ塚処分場)		
☆再使用可能なものを修理し販売((公社)小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所)			
枝木・雑草類・落ち葉	チップ化(委託)		☆堆肥化等(民間処理施設)
乾燥生ごみ	堆肥化(委託) ※実験中		☆市民及び市内農家に無償配布
古紙			☆資源化(民間処理施設)

布	選別（委託）	小金井市中町 中間処理施設	☆資源化（民間処理施設）
スプレー缶	穴あけ・プレス（委託）	小金井市 中間処理場	☆資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・プレス（委託）	小金井市中町 中間処理施設	☆一部を（公財）日本容器包装リサイクル協会 に引渡し資源化 ☆一部を民間処理施設で資源化
空き缶	選別・プレス（委託）	小金井市中町 中間処理施設	☆資源化（民間処理施設）
金属	選別（委託）	小金井市中町 中間処理施設	☆資源化（民間処理施設）
びん	選別（委託）	民間処理施設	☆資源化（民間処理施設）
トレイ	選別・減容（委託）	民間処理施設	☆資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ			☆NPO法人に寄付し資源化
くつ・かばん類	選別（直営）	小金井市中町 中間処理施設	☆資源化（民間処理施設）

第4 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民並びに事業者の協力義務

1 市民の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参等生活様式の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について市の定める方法に従い適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製品及び容器等の製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売する。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬若しくは一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所若しくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、有限会社ブライトピック（千葉県柏市）、株式会社フジユー（千葉県白井市）

等)にて適正処理する。

- (3) 販売事業者による特定容器の店頭回収を行う。
- (4) ばら売り、量り売り及び簡易包装の推進、環境に配慮したエコマーク付き商品並びにリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動を推進する。
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制を確保する。

第5 ごみ処理施設の整備に関する事項

1 不燃ごみ処理施設

- (1) 施設名：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型式：高速回転複合式堅型破砕機
- (4) 処理能力：30t/5h (30t/5h×1基)
- (5) 現状

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来28年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

2 廃棄物最終処分場

- (1) 施設名：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（東京たま広域資源循環組合）
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- (3) 構成市：本市を含む多摩地域25市1町
- (4) 現状

本市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破砕処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破砕処理した不燃系ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万m³で、平成25年3月末までに全体の約44.6%に相当する量の埋立てが終了している。エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃系ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、不燃系ごみの資源化に取り組み、埋め立て量の削減に努めている。

第6 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集及び運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、下表のとおり。

(単位：kℓ)

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	105	市内全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業所			随時	

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理する。

構成市における公共下水道の普及に伴いし尿搬入量は年々減少し、同組合処理施設の処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。ただし、この処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

処理施設の概要は次のとおり。

- (1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 形式：希釈前処理方式
- (4) 処理能力：6kℓ/日

第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収される)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収される)
- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは燃やすごみへ）、フロンガスを使用している製品等（危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収処理させる（適正処理困難物又はそれに準ずるもの））
- (4) オートバイ
(メーカーにより自主回収される)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(市内薬局により自主回収される)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

